

事 指 第 1 3 1 3 号  
平成 29 年 9 月 7 日

市町村 教育担当部局  
医療担当部局  
福祉担当部局  
庁舎管理担当部局 各位

大阪府環境農林水産部  
環境管理室事業所指導課長

水銀使用製品産業廃棄物の取り扱いに関する周知について（依頼）

日頃から、本府の環境行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、水銀廃棄物については、平成 28 年 4 月 1 日から、廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定されるとともに、保管、収集・運搬に関する措置が追加されたところですが、平成 29 年 10 月 1 日から、廃水銀等の処分基準の追加等に加え、水銀使用製品産業廃棄物に対する措置として、処理基準の追加、水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達に関する事項等が追加されます。

つきましては、自らが水銀廃棄物の排出者となり得る関係機関等への周知徹底について、御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

水銀使用製品の例として、水銀電池、蛍光灯、ガラス製温度計、水銀式体温計、水銀式血圧計等が挙げられます。これらの製品が廃棄物となった際には、水銀使用製品産業廃棄物として、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設けて保管し、産業廃棄物保管場所の掲示板に水銀使用製品産業廃棄物が含まれることを明記する義務等が発生します。さらに、処分を委託する際は、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬又は処分の許可を受けている業者に委託し、水銀回収が義務付けられているもの（ガラス製温度計、水銀体温計など）については、水銀回収が可能な業者に委託を行う必要があります。

参考：大阪府ホームページ

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/report/suigin\\_oshirase.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/report/suigin_oshirase.html)

大阪府 環境農林水産部 環境管理室  
事業所指導課 調整グループ 河端、西川、山口  
TEL：06-6210-9582（直通）  
FAX：06-6210-9584  
E-mail：kankyokanri-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp